

介 護 保 険 特 別 会 計

介護保険特別会計〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

1. 概 要

現在わが国は、本格的な超高齢社会に突入している。65歳以上高齢者は、2025年（平成37年）には3,657万人になることが見込まれ、総人口に占める割合は、30.3%になると予測されている。

こうした中、介護問題は私たちの老後生活における最大の不安要因となり、真に介護を必要とする人たちのために、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、社会全体で介護体制を支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成12年4月からスタートした。

また、平成18年4月からは、「予防重視型システム」が導入され、高齢者が要介護状態になることを防いだり、介護が必要になってもそれ以上悪化しないようにすることを目指している。

守谷市の高齢化率は、全国及び県内市町村と比較して低く推移しているが、高齢者数は確実に増加しており、本年度には約1万4千人を超えると見込んでいる。特にひとり暮らし高齢者世帯が増加し、地域で生活を続けるためには、今後、さまざまな支援が必要になると考えられる。

このような状況を踏まえ、本年度も「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き介護予防事業を積極的に進め、要介護状態の軽減や悪化防止を図るほか、高齢者がそれぞれの状態に応じて必要なサービスや支援が受けられるように努め、住み慣れた地域で不安なくいきいきと生活できるよう適正に支援していく。本年度からは「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、地域支援事業の充実に努める。

1 介護保険制度の啓発

- ① 65歳以上の転入者及び65歳に到達し、介護保険第1号被保険者となった方に被保険者証を介護保険制度リーフレットとともに交付し、介護保険制度の周知、啓発を図る。
- ② 市広報紙や市ホームページ等で制度の周知（介護保険料の説明、介護保険サービスの利用方法など）を図る。

2 介護予防事業の推進

- ① 特定高齢者（要支援・要介護になる可能性が高い高齢者）を把握するため、75歳以上で要介護認定を受けていない方に対し、アンケート調査（基本チェックリスト）を行い、心身機能の調査を行う。
- ② 特定高齢者を対象に、通所による高齢者同士の交流、日常動作訓練、趣味活動等の各種サービスを提供し、介護予防を図る。

3 認知症高齢者の支援対策

- ① 守谷市の介護保険の要介護認定となる要因の上位疾患は認知症である。市民に認知症を正しく理解してもらい、予防や早期発見・早期受診について考える機会とすることを目的に、市民向け認知症講演会を開催する。
- ② 小中学生やその保護者、出前サロン利用者等を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催する。認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を養成する。

4 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定

平成30年度から平成32年度の3箇年を計画期間とする、「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステム構築のための取り組みを継承発展させる。

2. 歳入の状況

(単位：千円，%)

款	項	29年度	構成	28年度	構成	増減額	増減率
保険料	介護保険料	820,944	26.1	787,011	24.0	33,933	4.3
使用料及び手数料	手数料	50	0.0	50	0.0	0	0.0
国庫支出金		513,269	16.3	556,683	17.0	△43,414	△7.8
	国庫負担金	495,987	15.8	545,726	16.7	△49,739	△9.1
	国庫補助金	17,282	0.5	10,957	0.3	6,325	57.7
支払基金交付金	支払基金交付金	813,794	25.9	862,266	26.4	△48,472	△5.6
県支出金		440,842	14.0	453,140	13.9	△12,298	△2.7
	県負担金	430,836	13.7	447,662	13.7	△16,826	△3.8
	県補助金	10,006	0.3	5,478	0.2	4,528	82.7
財産収入	財産運用収入	208	0.0	221	0.0	△13	△5.9
繰入金		555,439	17.7	613,388	18.7	△57,949	△9.4
	他会計繰入金	555,439	17.7	571,101	17.4	△15,662	△2.7
	基金繰入金	0	0.0	42,287	1.3	△42,287	皆減
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		158	0.0	150	0.0	8	5.3
	延滞金	80	0.0	70	0.0	10	14.3
	雑入	78	0.0	80	0.0	△2	△2.5
歳入合計		3,144,705	100.0	3,272,910	100.0	△128,205	△3.9

3. 歳出の状況

(単位：千円，%)

款	項	29年度	構成	28年度	構成	増減額	増減率
総務費		183,189	5.8	177,836	5.4	5,353	3.0
	総務管理費	146,565	4.7	142,119	4.3	4,446	3.1
	徴収費	4,106	0.1	3,647	0.1	459	12.6
	介護認定審査会費	32,255	1.0	31,848	1.0	407	1.3
	趣旨普及費	263	0.0	222	0.0	41	18.5
保険給付費		2,851,766	90.7	3,056,585	93.5	△204,819	△6.7
	介護サービス費	2,591,309	82.4	2,801,701	85.7	△210,392	△7.5
	介護予防サービス費	70,211	2.2	88,602	2.7	△18,391	△20.8
	高額介護サービス費	73,265	2.3	45,411	1.4	27,854	61.3
	高額医療合算介護サービス費	8,500	0.3	10,419	0.3	△1,919	△18.4
	特定入所者介護サービス等費	106,100	3.4	107,765	3.3	△1,665	△1.5
	その他諸費	2,381	0.1	2,687	0.1	△306	△11.4
地域支援事業費		71,389	2.3	36,741	1.1	34,648	94.3
	介護予防・生活支援サービス事業費	26,625	0.9	0	0.0	26,625	皆増
	一般介護予防事業費	27,882	0.9	23,019	0.7	4,863	21.1
	包括的支援事業・任意事業費	16,668	0.5	13,722	0.4	2,946	21.5
	その他諸費	214	0.0	0	0.0	214	皆増
基金積立金	基金積立金	36,834	1.2	221	0.0	36,613	16,567.0
諸支出金		527	0.0	527	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	526	0.0	526	0.0	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0
歳出合計		3,144,705	100.0	3,272,910	100.0	△128,205	△3.9

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,106	3,647	459	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,106	3,647	459	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により介護保険制度が開始した。市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされている。(法第129条第1項)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象は、第1号被保険者(守谷市外にある特別養護老人ホーム等の介護保険住所地特例施設に転出した方も含む)で、平成12年4月に施行された介護保険法により、市が行うことになった事務。介護保険料の適正な賦課、円滑な納付を促し、収納率を高め、適正な制度の運用を図る。それにより、介護が必要になった時にその能力に応じ自立して生活できるようにするための介護給付が行えるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護保険料の賦課(保険料額の決定)及び徴収を特別徴収と普通徴収により行う。

- ・特別徴収は年金の年額が18万円以上の方で、年金の支払い月に年6回に分けて年金から徴収する。
 - ・普通徴収は年金の年額が18万円未満の方等で納付書で年6回に分けて徴収する。
- 滞納者に対しては、督促状、催告書等の文書・電話・訪問による納付の催告を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,285	16,243	42	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	16,285	16,243	42	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により、市町村は要介護・要支援の審査・判定のため、介護認定審査会を設置することとされた。(法第14条)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において、迅速かつ公正・公平な要介護等の審査及び判定を行い、市民の適切な介護サービスの利用に繋げることを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護認定審査会を月6回開催し、要介護・要支援認定申請者に対する認定調査及び主治医意見書に基づき、介護の必要性(要介護度等)について申請日から30日以内を目途に審査・判定を行う。

保健・福祉・医療の学識経験者から各分野のバランスに配慮した人員をもって構成している。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,970	15,605	365	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	15,970	15,605	365	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により、要介護等認定を受けようとする被保険者は、市町村に申請しなければならぬ。(法第27条第1項及び第2項)また、申請のあった被保険者の要介護認定調査を行うこととされた。(法第28条第5項)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において要介護・要支援認定を審議・判定するための基礎資料を作成することを目的とする。認定調査員を雇用し、訪問調査の体制を整備することで、迅速・適正な認定に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認定調査員が要介護・要支援認定申請者を訪問し、身体機能、生活機能、認知機能、精神・行動障がい等の分野において介助の状況や有無について調査をし、介護認定審査会の基礎資料となる認定調査票を作成する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,651	2,141	△ 490	
国庫支出金	330	535	△ 205	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	206	267	△ 61	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	668	866	△ 198	地域支援事業支援交付金
一般財源	447	473	△ 26	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月に施行された改正介護保険法に基づき、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある高齢者を早期発見し、介護予防に資する取組みにつなぐことを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組替えて実施する。(法第115条の45第1項第2号)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者の中から特定高齢者(要支援・要介護状態になる恐れのある虚弱な高齢者)を把握し、介護予防活動へつなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

平成29年度に実施する日常生活圏域ニーズ調査の結果を活用して特定高齢者を把握し、分析結果表と個々の状態に応じた介護予防の資料を送付する。また、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が訪問・電話による調査を行い、介護予防事業の利用を促す。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,175	1,328	16,847	
国庫支出金	3,635	0	3,635	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	2,272	0	2,272	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	7,361	0	7,361	地域支援事業支援交付金
一般財源	4,907	1,328	3,579	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月に施行された改正介護保険法に基づき、介護予防に資する内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施することを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組替える。(法第115条の45第1項第2号)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者に介護予防に関する知識を得てもらい、介護予防を意識した生活を送ることで、日常生活動作の維持向上が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 介護予防、日常生活動作を維持向上するための情報を広報紙・ホームページに掲載する。
- 2 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会を開催する。
- 3 栄養改善・口腔ケア・介護予防等に関するパンフレットを作成し、出前講座においてシニアクラブ・出前サロン参加者に配布・説明する。
- 4 民生委員等に対し、自立に向けた支援のために必要な情報を提供する。
- 5 日常生活圏域ニーズ調査の結果から把握する特定高齢者に対し、介護予防啓発のためのパンフレットを送付する。
- 6 介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催する。
 - ・生きがい活動支援通所事業(げんき館)
 - ・シルバーリハビリ体操

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,820	30	7,790	
国庫支出金	1,564	7	1,557	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	977	4	973	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	3,167	12	3,155	地域支援事業支援交付金
一般財源	2,112	7	2,105	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月に施行された改正介護保険法に基づき、介護予防事業の評価及び改善を行うことを目的に開始した。平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組替える。(法第115条の45第1項第2号)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検討を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から評価を行い、その結果に基づき介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業等、一般介護予防事業

の改善を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者約12,300人を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の実情把握と要介護状態になる前的高齢者に対する一般介護予防事業の評価等を行う。

03030201 総合相談事業

予算書P. 301

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,762	2,870	5,892	
国庫支出金	3,417	1,119	2,298	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	1,709	560	1,149	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	1,709	560	1,149	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	1,927	631	1,296	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、高齢者の実態把握、継続的・専門的な相談支援を目的として開始した。(法第115条の45第2項第1号)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者やその家族からの相談を受け、適切な機関、制度、サービスに繋ぎ、継続的に支援することで、高齢者が抱える不安を解消する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士が中心となり、高齢者やその家族、民生委員、区長、医療ソーシャルワーカー等からの相談を受ける。
- 2 支援を行うための情報収集・整理・分析を行い、課題を明確に把握した上で、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的に支援する。
- 3 夜間・休日の対応については、市内4か所の在宅介護支援センターに委託して実施する。

03030502 家族介護支援事業

予算書P. 302

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,400	1,573	△ 173	
国庫支出金	546	487	59	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	273	244	29	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	273	244	29	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	308	598	△ 290	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、要介護高齢者を介護する家族を支援するための事業として開始した。(法第115条の45第3項第2号)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることで、要介護高齢者の在宅生活の継続が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 認知症の方の家族のつどいを毎月開催し、在宅で認知症高齢者を介護している家族が悩みを共有し、アドバイ

スし合う交流の場を設ける。

- 2 要介護4,5の認定を受けている寝たきり高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ、尿取りパットを支給する。
- 3 介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族に対し、家族介護慰労金を支給する。

03030505 地域自立生活支援事業

予算書P. 303

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,130	968	162	
国庫支出金	294	248	46	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	147	124	23	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	523	455	68	事務費繰入金
一般財源	166	141	25	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成12年度から、在宅介護サービスの充実を図るために、デイサービス事業の拡大施策として開始した。平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、守谷市介護予防・生きがい活動支援事業実施要綱に食の自立支援事業として位置付けた。(法第115条の45第3項第3号)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

老衰、障がい、傷病等の理由により調理が困難な高齢者等(市民税非課税)に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、栄養管理と地域における自立した日常生活を継続させるための支援をする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

栄養バランスの取れた食事を委託業者から配達する。(週3回以内、利用者負担1食当たり460円)

03030601 在宅医療・介護連携推進事業

予算書P. 303

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,566	1,576	△ 10	
国庫支出金	611	615	△ 4	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	305	307	△ 2	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	305	307	△ 2	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	345	347	△ 2	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として開始した。(法第115条の45第2項第4号)

在宅医療と介護の連携推進は、取手市医師会が平成25年度から実施している地域医療再生基金を活用した茨城県在宅医療・介護連携拠点事業に継続して参加しているが、制度改正に伴い実施主体は市町村となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者に対する在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築し、地域で支えることで、自宅等の住み慣れた環境で安心して自分らしい生活を人生の最期まで続けることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域の医療・介護関係者による事業を実施し、連携の土台作り、顔のわかる関係作りとして、会議の開催、ホー

ムページ管理，在宅医療・介護関係者の研修等を行う。

取手市，守谷市，利根町が取手市医師会に委託して実施する。

- 1 地域の医療・介護の資源を把握し，情報を提供
- 2 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策検討のための協議会開催
- 3 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進のための会議開催
- 4 医療・介護関係者を対象とした地域リーダー研修・フォローアップ研修，多職種連携フォーラム開催
- 5 市民公開フォーラム，シンポジウム開催による地域住民への普及啓発
- 6 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

03010101 介護予防・生活支援サービス事業

予算書P. 298

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,330	0	22,330	
国庫支出金	4,466	0	4,466	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	2,791	0	2,791	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	9,043	0	9,043	地域支援事業支援交付金
一般財源	6,030	0	6,030	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い，予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し，地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となり，守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始することとなった。(法第115条の45第1項第1号及び第2号)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等(要支援認定者，基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス該当者)に対し，要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより，一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し，活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

従来，予防給付として介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスとして，指定訪問介護事業所による訪問型サービス及び指定通所介護事業所による通所型サービスを実施する。

03010201 介護予防ケアマネジメント事業

予算書P. 298

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,295	0	4,295	
国庫支出金	859	0	859	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	537	0	537	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	1,739	0	1,739	地域支援事業支援交付金
一般財源	1,160	0	1,160	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い，予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し，地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となった。守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始するため，介

介護予防・生活支援サービス利用に必要な介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが実施することとなる。（法第115条の45第1項第1号二）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等（要支援認定者，基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス該当者）から依頼を受けてケアマネジメントを実施することで，その心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて，その選択に基づき，訪問型サービス，通所型サービス，一般介護予防事業等により提供されるサービスも含め，要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域包括支援センターに配置されている3職種（保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員）及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が要支援認定者等に対するアセスメントを行い，介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し，ケアプランを作成する。